# 第4期大阪府大規模施設等協力金 募集要項 【大規模施設内のテナント事業者等】

< 緊 急 事 態 措 置 期 間 > 令和3年9月1日から9月30日まで

# 令和3年10月12日 大阪府

# 目 次

1.	趣旨、措置期間、対象地域 · · · · · · · · · p	1
	<u>支給対象事業者</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	<u>支給額の計算方法</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 1
	<u>申請手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	3
<u>5.</u>	<u>その他</u> ・・・・・・・・・・・p2	1
6.	問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p2	4

# 1. 趣 旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人流抑制の観点から、 緊急事態措置に伴う新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下 「特措法」という。)第24条第9項に基づく営業時間短縮(以下 「時短」という。)の要請にご協力いただいた大規模施設及び当該施設のテナント事業者等を対象に、「大阪府大規模施設等協力金」を支給します。

# 措置期間及び対象地域

<緊急事態措置期間>

令和3年9月1日から同年9月30日まで(対象地域:大阪府全域)

# 2. 支給対象事業者

### 大規模施設内のテナント事業者等

時短の要請に応じた大規模施設内に、契約に基づき、施設の一部の区画を賃借し、 又は分譲を受けて、自己の名義等で出店している等の要件を満たす店舗を運営する 事業者

# ≻大規模施設とは、

- ①新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(以下「特措令」という。)第11条 第1項各号の施設(博物館等を除く)のうち、多数の者が利用する施設※
- ②建築物の床面積が1,000m²を超える施設
  - ※新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年4月23日変更)三(3)3)①において、 特措法第24条第9項に基づき休業要請を行うものとされた施設に限る。

# !!注意!!

○大規模施設の運営事業者が時短の要請に応じた場合のみ、テナント事業者等は支給対 象になります。

(テナント事業者等が独自に時短している場合は支給対象になりません。)

# 施設と支給対象事業者との関係

施設	要請内容	3
■1,000m <sup>2</sup> 超の集客施設 ・映画館等、商業施設、 遊技施設、遊興施設、 サービス業	20時まで(映画館は21時まで)	Aフ 運
・ <u>運動・遊技施設</u> ・ <u>博物館等</u>	20時まで(イベント21時まで)	<b>Bテナ</b>
<ul> <li>■1,000m²超の         イベント関連施設     </li> <li>・運動・遊技施設、劇場等、遊興施設、集会・展示施設</li> </ul>	21時まで(イベント以外20時まで)	<b>®</b> テナ

支給対象

A大規模施設運営事業者及び

Bテナント事業者等

Bテナント事業者

Bテナント事業者等

# ■1,000m<sup>2</sup>超の集客施設 ①

カテゴリー	対象		
映画館等	プラネタリウム	映画館	
	卸売市場(※)	コンビニエンスストア(※)	大規模小売店(※)
	百貨店(※)	スーパーマーケット(※)	ホームセンター(※)
	ショッピングセンター (地下街含む)(※)	   靴屋	衣料品店
	寝具小売業	かばん・袋物小売業	雑貨屋
	文房具屋	本屋	自転車屋
	家電販売店	園芸用品店	鍵屋
商業施設	家具屋	建具小売業	畳小売業
   少 <b>什</b> 洋必雨口	宗教用具小売業	金物·荒物小売業	陶磁器・ガラス器小売業
※生活必需品   売場以外	楽器小売業	写真機·写真材料小売業	時計·眼鏡·光学機械小売業
	たばこ・喫煙具専門小売業	建築材料小売業	自動車(二輪自動車含む)販売 店、カー用品店
	花屋	宝石類や金銀の販売店	古物商(質屋を除く)
	金券ショップ	古本屋	おもちゃ屋、鉄道模型屋
	囲碁·将棋盤店	DVD/ビデオショップ・レンタル	アウトドア用品、スポーツグッズ店
	ゴルフショップ	土産物店	アイドルグッズ専門店
	美術品販売		
\+=++ <i>\</i> ==\\	マージャン店	パチンコ屋	ゲームセンター
遊技施設	ビリヤード場	囲碁·将棋所	

# ■1,000m<sup>2</sup>超の集客施設 ②

カテゴリー	対象			
遊興施設	性風俗店(ファッションヘルス、 デリヘル、個室付き浴場業、 SMクラブ等)	のぞき部屋	出会い系喫茶	
│ ※宿泊を目的とした利用が │相当程度見込まれない施設	ストリップ劇場	テレフォンクラブ	アダルトショップ	
に限る	個室ビデオ店	射的場	勝ち馬投票券発売所	
idis.	場外馬(車·舟)券場	インターネットカフェ(※)	漫画喫茶(※)	
	ペットショップ	ペット美容室(トリミング)	住宅展示場	
	旅行代理店(店舗)	ネイルサロン(保健所に届け 出ている理美容所は除く)	まつ毛エクステンション専門 店(ヘアカット等を行わない理 美容所)	
サービス業	スーパー銭湯	サウナ	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)	
	リラクゼーション	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)	日焼けサロン	
	脱毛サロン	タトゥースタジオ	占い	
	写真屋・フォトスタジオ	展望室		
	体育館	スケート場	水泳場	
運動·遊技施設	屋内テニス場	柔剣道場	ボウリング場	
	スポーツジム	ホットヨガ、ヨガスタジオ		
	博物館	美術館	科学館	
博物館等	記念館	水族館	動物園	
	植物園			

<sup>※</sup>施設の使用制限対象施設一覧(令和3年8月20日から9月12日まで)大阪府危機管理室ホームページを参考に作成

### ■1,000m<sup>2</sup>超のイベント関連施設

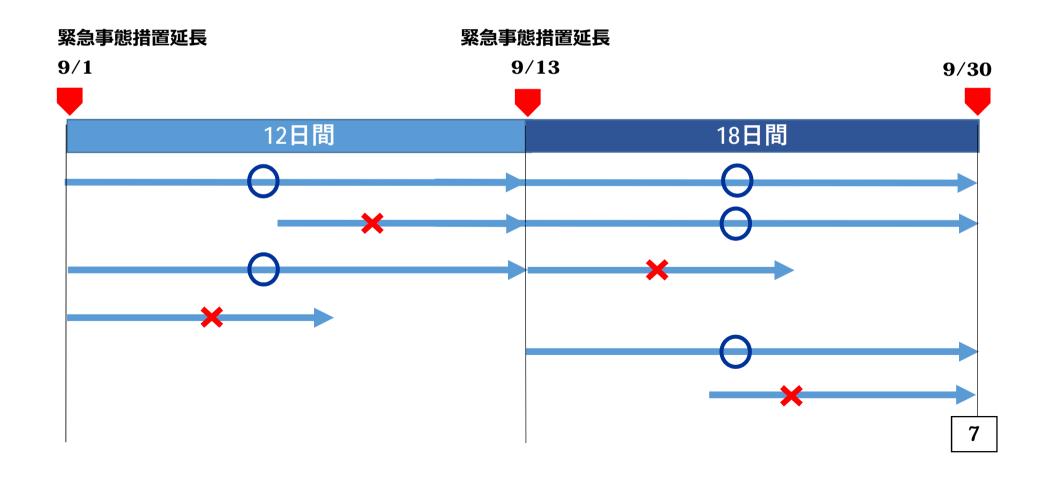
カテゴリー	対象		
	ゴルフ場・ゴルフ練習場	バッティング練習場	陸上競技場
運動·遊技施設	野球場	屋外テニス場	弓道場
	テーマパーク	遊園地	
劇場等	劇場	観覧場	演芸場
遊興施設	ライブハウス		
集会·展示施設	集会場	公会堂	展示場
未云·胶水爬改	貸会議室	文化会館	多目的ホール

<sup>※</sup>施設の使用制限対象施設一覧(令和3年8月20日から9月12日まで)大阪府危機管理室ホームページを参考に作成

【注意】1,000m<sup>2</sup>超のイベント関連施設の運営事業者は、本協力金の対象外です。

# 「協力期間」の考え方

大阪府の時短の要請に応じて、「9月1日から9月12日まで」、「9月13日から9月30日まで」のそれぞれの全ての期間において、全面的にご協力いただいた事業者が対象となります。



# 本協力金の対象外となる事業者①

■本協力金は、国の交付金※を活用する事業であり、

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- ・本協力金と重複する期間における、飲食店等に対する営業時間短縮等協力金(大阪府)
- ・コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金(経済産業省)
- ·月次支援金(経済産業省)
- ・ARTS for the future!コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業(文化庁)
- ・ポストコロナに向けた全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業 (スポーツ庁)

### を受給した事業者を除きます。

- →併設する飲食店が「飲食店等に対する営業時間短縮等協力金」を申請し、一方でその他の物販・サービスを行う店舗を時短していた場合は、店舗全体の面積から専ら飲食店営業を行う部分の面積を除いた面積を、物販・サービスを行う店舗の時短を行った面積として、本協力金の申請を行うことができます。
- ■また、国及び地方公共団体その他これに類する法人を除きます。

### 【参考】営業時間短縮等協力金の対象となる飲食店等への支給額

- ▶ 営業時間短縮等協力金の対象となる飲食店等は、営業時間短縮等協力金の方が大規模施設等協力金より支給額が高くなります。
- ➤ 例えば、本来の営業時間が10時~22時(12時間)、100㎡以上200㎡未満の飲食店では、 大規模施設等協力金の場合は4千円/日(p11参照)の支給ですが、営業時間短縮等協力 金では、少なくとも4万円/日となります。

《営業時間短縮等協力金の支給額(要請期間:第8期 9/1~9/30》

	1日当たりの売上高	1日当たりの協力金
	<b>10</b> 万円以下	<b>4</b> 万円
中小企業等*	10万円超~25万円以下	4~10万円
	25万円超	10万円
大企業 –		上限20万円

<sup>\*「</sup>中小企業等」については「売上高方式」の場合。

# 本協力金の対象外となる事業者②

### 次のイからホまでのいずれかに該当する事業者は本協力金の支給対象となりません。

- イ 宗教上の組織又は団体
- □ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは大阪府暴力団排除条例(平成二十二年大阪府条例第五十八号)第二条第四号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)
- ハ 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者
- 二 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を 終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- ホ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日 又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

# 3. 支給額の計算方法

○店舗等の時短面積100m毎に(2×a)万円/日

(100㎡を1単位。単位未満切捨て。ただし、100㎡未満の施設は一律(2×a)万円/日)

a =

20時※と「本来の営業(終業)時間」との差 本来の営業時間

※イベントは21時

- ▶支給額の算定例(本来の営業時間10時~22時(12時間)の場合)
  - · 100mあたりの支給額は、

2万円/日 × 
$$\frac{22-20}{12}$$
 = 4千円/日 となります。  $*$ 千円未満切り上げ

# 支給額の算定例(例:ショッピングセンター)

【時短期間】緊急事態措置期間:令和3年9月1日~9月30日(30日間)

【本来の時間】A大規模施設運営事業者

10時~22時(12時間) ⇒20時閉店(時短2時間)

®テナント事業者⑦(25店舗)

10時~22時(12時間) ⇒20時閉店(時短2時間)

®テナント事業者(イ)(1店舗)

10時~21時(11時間) ⇒20時閉店(時短1時間)

- ・テナント事業者の(飲食店4店舗)10時~23時
  - ⇒「飲食店等に対する営業時間短縮等協力金」の対象

【面

積 】 ●建築物の床面積

15,000m

②大規模施設/自己利用 5.000m (**①**15.000m - **②**8,400m - **②**1,600m)

❸テナント (30店舗)

⑦7,500㎡、分100㎡、②800㎡(計8,400㎡)

4 事務室、倉庫、トイレ 1.600㎡(2 不算入部分)

建物全体 **15.000**m<sup>2</sup>



#### ◆支給額算定

A大規模施設運営事業者 526万円(=区分①+区分②)

区分①  $5(=5,000\text{m}^2/1,000\text{ m}^2) \times 20万円 \times (30日 \times 2/12) = 500万円$ 

区分② 26店舗(⑦+④) × 2千円 × (30日×2/12)

= 26万円

®テナント事業者 (1店舗あたり)

3(=300㎡/100㎡) × 2万円 × <math>(30日 $\times 2/12)=30$ 万円

Bテナント事業者?

1(=100㎡) × 2万円 × (30日×1/11)=5.5 万円

# 4. 申請手続き

- ○申請手続きは、2つの方法(Ⅰ、Ⅱ)があります。
- ○大規模施設の運営事業者が本協力金の支給対象となるか否か (☞3ページ参照)により異なります。
- ■1,000m<sup>2</sup>超の集客施設(博物館等を除く)のテナント ☞14ページ
  - I. 大規模施設の運営事業者が一括申請される場合 (テナント事業者による申請は不要)
- ■1,000m<sup>2</sup>超の博物館等又はイベント関連施設のテナント ☞16ページ
  - Ⅱ. テナント事業者等が自ら全ての情報を申請される場合

# I. 大規模施設の運営事業者が一括申請される場合 (テナント事業者による申請は不要)

### テナントリストの作成(大規模施設の運営事業者が作成)

- <u>時短要請に大規模施設が応じ、それに伴い施設内の店舗(テナント)が時短した場合</u> <u>は、</u>対象となる各事業者に対し、時短した店舗面積等に応じて協力金を支給します。
- そのため、「<u>大規模施設の運営事業者が管理運営する部分</u>」と、「<u>当該施設内の店舗を</u> 営むテナント事業者が運営する部分」とを、重複なく整理することが必要になります。

大規模施設の運営事業者と協力して、 必要書類(テナントリスト)を準備してください。

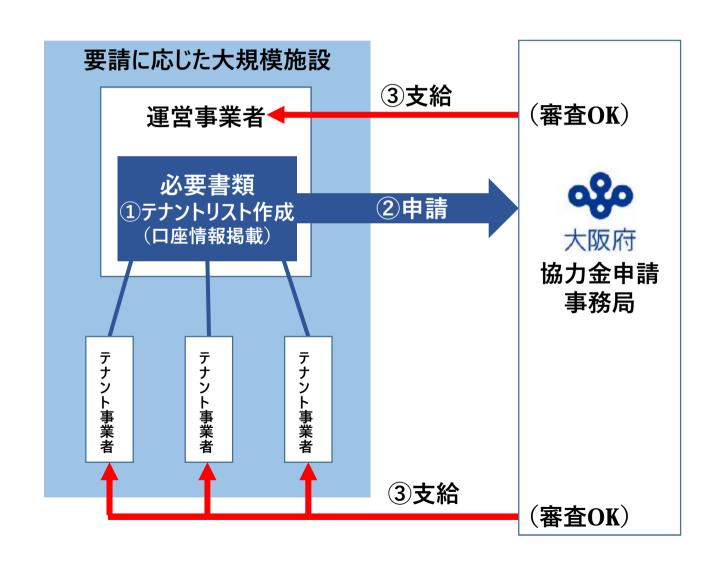
### テナントリスト(入力情報)

店舗(屋号)名/業種/代表者名/店舗電話番号/店舗面積/要請期間中の時短実態/通常の営業時間/振込口座情報

大規模施設運営事業者が申請する際に、テナント事業者の振込口座情報も含めた全ての情報をテナントリストに入力して提出いただくことから、テナント事業者の申請は不要です。 (過去に協力金の支給実績がある場合、テナントリストへのテナント事業者の口座情報は不要です。)

# 申請手続き(イメージ)

### (大規模施設の運営事業者が一括して申請)



# Ⅱ. テナント事業者等が自ら全ての情報を申請される場合

- ・本協力金の申請に当たっては、大規模施設運営事業者から必要な情報を得てください。
- ※過去に本協力金の支給を受けた事業者で、当該申請内容から変更がない場合は、(3)、(4)のみ提出してください。

	必要書類	説明·具体例
(1)	出店している大規模施設の業務実態 (施設種別)が確認できる資料	施設の公式ホームページの <b>URL</b> 上記 <b>URL</b> がない場合は、写真(外観・内観、業務実態がわかるも の)など
(2)	大規模施設の「建築物の床面積」が 確認できる資料	【自己所有物件】建物の登記事項証明書(登記簿謄本) 【賃借物件】建物賃貸借契約書 <u>【追加説明p17】</u>
(3)	大規模施設が時短していたことが確認 できる資料	ホームページでのお知らせ、施設での掲示文書など
(4)	店舗を時短していたことが確認できる 資料	ホームページでのお知らせ、施設や店舗での掲示文書など ※(3)で確認できる場合は不要です
(5)	大規模施設内の店舗であることが確 認できる資料	大規模施設との賃貸借契約書や売買契約書など
(6)	時短面積が確認できる資料	店舗平面図のほか、面積算定に用いた図面など ※時短面積が <b>200</b> ㎡未満の場合は不要です
(7)	申請者(法人の場合は代表者)の 本人確認書類の写し	マイナンバーカード(表のみ)、運転免許証、パスポート、健康保 険証等の写しなど <u>【追加説明p18】</u>
(8)	振込口座(法人の場合は法人口 座)を確認できる書類	通帳(以下の点が確認できるページ)の写し【追加説明p19】 口座種別(普通・当座等)/口座名義人/店番号、口座番 号/金融機関名、支店名 16

### 施設の「建築物の床面積」が確認できる資料

- ○建物の登記事項証明書(登記簿謄本)や建物賃貸借契約書がない場合は、 固定資産税評価証明書などの納税関係書類の写し、又は設計図面でも 構いません。
- ○本協力金の対象となる「建築物の床面積が1,000m<sup>2</sup>を超える施設」であることが確認できる資料を提出してください。

# 申請者(法人の場合は代表者)の本人確認書類の写し

- ○なりすましによる不正な申請を防止するため、氏名及び生年月日が確認できる公的 証明書類の写しを提出してください。有効期限内のものに限ります。
- ○法人の場合は、代表者の本人確認書類の写しを提出してください。
  - ※ただし、当該施設の業務上の取引等に利用する法人口座を開設されていて、口座名義人が法人代表者以外の一定の責任者(ex.関西支社長など)である場合は、その名義人の方の本人確認書類の写しを提出してください。

### 【例】

- ・マイナンバーカード (表面/マイナンバーは必ず塗りつぶしてください。)
- ・写真がある住民基本台帳カード (表面)
- ·運転免許証 (表·裏両方/日本国発行限定)
- ·運転免許経歴証明書
- ・パスポート (顔写真記載ページ及び所持人記入欄/日本国発行限定/2020年2月4日以降発行の 所持人記入欄のないものは無効)
- ・各種健康保険証 (表・裏両方/現住所地の記載あるもの限定/記号・番号・保険者番号は該当箇所を必ず塗りつぶしてください。)
- ·特別永住者証明書·在留カード (表·裏両方)
- ・外国人登録証明書 (表・裏両方/在留資格が特別永住者のもの限定)

### 振込口座(法人の場合は法人口座)を確認できる書類

- ○入力いただいた金融機関の振込口座と同じものを提出してください。
- ○振込先の口座名義は、申請者本人の名義(法人の場合は当該法人名義)に限ります。また、日本国内の口座に限ります。
  - ※法人名義の口座がない場合は、個人名義の口座で法人として取引していることを確認できる 通帳のページの写しを添付してください。
- ○通帳がある場合は1ページ目の見開き部分、通帳がない場合(\*)は振込先口座を確認できるもの

#### \*例:

- ・当座預金は「支店名・口座・名義人」が確認できる書類(当座勘定照合表、残高証明書、金融機関が発行する口座証明書)
- ・ネットバンキング等は振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面

# 申請期間

# 令和3年10月12日(火)から11月30日(火)まで

# 申請方法

大阪府ホームページの申請用ウェブサイトから申請してください。

- ※スマートフォンからの申請も可能です。
  - ■大阪府ホームページ「第4期 大阪府大規模施設等協力金について」

https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/daikibo\_4th-period/index.html

# 5. その他

- 1. 審査の結果、協力金を支給する決定をした時は、「大阪府大規模施設等協力金申請事務局」より申請いただいた申請者の金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。また、本協力金を支給しない旨の決定をした時は、オンライン申請の方にはシステムにより通知します。
- 2. 支給決定を行った後、大阪府の調査等により、申請内容に支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支給された協力金を全額返還するとともに違約金を支払っていただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。
- 3. 申請後かつ支給前に支給要件を満たしていないことが判明するなど、申請者自らの 意思により申請を取り下げる場合や、支給後に支給要件を満たしていなかったことが 判明した場合は、その旨を届け出てください。届出をされる方は、大阪府時短・大規模 施設等協力金コールセンターまでご連絡ください。
- 4. 本協力金の支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、大阪府は、施設の活動状況に関する調査を行うほか、報告又は是正のための措置を求めることがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。また、申請内容に疑義があった場合は、大阪府は申請施設の関係者に対して、申請内容について調査することがあります。

- 5. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、税務情報として使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、税務情報として提供することがあります。
- 6. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、大阪府の他の協力金等の事業(協力金、支援金その他申請者の事業継続に資するものに限る。)における審査、支給等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合、当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・支給等の事務のために提供することがあります。
- 7. 申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第**26**条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。

大阪府暴力団排除条例の改正に伴い、該当する条項を「第24条」から「第26条」に更新しました。 (11月30日更新)

- 8. 個人情報の取扱いに関して、本協力金の審査・支給に関する事務に限り、事務の 一部を委託する事業者に提供することがあります。
- 9. 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、大阪府(事務を委託する事業者を含む)が補正をすることがあります。

- 10. 申請内容に不備があった場合、支給の時期が遅くなります。また、大阪府が指定する期限までに不備が解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。
- 11. 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
- 12. オンライン申請に入力いただいた情報、提出いただいた申請書類に記載された情報は、本協力金の審査・支給に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。

# 6. 問い合わせ

○ まずは、「大阪府大規模施設等協力金」ホームページのよくあるお問い合わせ(FAQ)をご確認ください。



QRコードからホームページに アクセスしてください。



○ コールセンターでもお受けしています。

### 大阪府大規模施設等協力金コールセンター

·電話番号:06-7178-1396

(電話番号をよくお確かめの上、くれぐれもお間違えのないようお願い申し上げます。)

・開設時間:午前9時から午後6時(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)